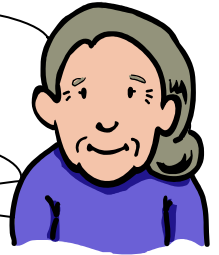


## 東京都消費者被害救済委員会 高齢者が次々と結んだ自費出版等の 契約トラブルをあっせん解決



本日、東京都消費者被害救済委員会（会長 淡路剛久 早稲田大学大学院法務研究科教授）から、「高齢者が結んだ自費出版契約等に係る紛争」（平成19年3月7日付託）の審議の経過と結果について、東京都知事に報告がありましたので、お知らせします。

### 解決の内容

すべての契約を合意解除し、本件事業者は申立人に受領済の524万1000円を全額返還する内容であっせんし、解決した。

### 紛争の概要

趣味で短歌を詠んでいた申立人（80歳代 女性）は、共同作品集への短歌の掲載を電話で勧誘されたのをきっかけに、自費出版、イベントでの展示等を言葉巧みに勧誘され、半年間のうちに9件、総額1038万7500円の契約をしたことになっていた。

一人暮らしの申立人を、時々訪問していた甥は、申立人の貯蓄が大幅に減少していることに気付き、申立人に確認したところ、本件事業者（以下「相手方」という。）から請求書が届くたびに、自費出版のために必要な費用と思い、何が何だかわからないまま524万1000円を支払っていたことがわかった。

このため甥は相手方に対し、今後、申立人への勧誘等を行わないように求めた。しかし、その後も勧誘が続き契約していたことから、相手方へ契約解除を通知したところ、これに応じなかったため、クーリング・オフを通知したが、これも認めず紛争となった。

東京都消費者被害救済委員会は、東京都消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るため、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関です。

【問い合わせ先】 東京都消費生活総合センター 活動推進課  
電話：03-3235-4155

# 報告書の概要

## 1 紛争当事者

申立人（消費者） 1名（女性 80歳代）

相手方（事業者） 1社（出版事業、イベントの企画・運営）

## 2 経緯

申立人は以前から同人誌に興味で詠んだ短歌を投稿していたが、自費出版やイベントでの展示を行った経験はなかった。

平成18年4月、申立人は相手方が7月に発行する共同作品集への短歌掲載を電話で勧誘され、6万7000円で契約した。

同年6月、申立人は相手方から自費出版を言葉巧みに勧誘されたことから、本にして知人などへ配りたいと思うようになり、200万円で契約した。その後3回契約変更が行われ、9月には450万円となっていた。

同年7月、申立人は相手方から都内で行われるイベントにおいて、相手方が設置したブースに短歌を展示する勧誘を受け、50万4000円で契約したが、変更内容が不明のまま、8月には54万6000円となっていた。さらに、同月に海外で、9月には都外で行われる別々のイベントに短歌を展示する勧誘を受けたが、いずれも遠隔地であったため、見に行くことができないとして断ったにもかかわらず、2件で177万4500円の契約をしたことになっていた。申立人は、この他にも雑誌への短歌掲載をするなど、半年のうちに9件、総額1038万7500円の契約をし、既払金額は524万1000円に達していた。

一人暮らしの申立人を、時々訪問していた甥は、同年7月頃、申立人の貯蓄が大幅に減少していることに気付き、申立人に聞くなどして確認したところ、自費出版のために必要な費用と思い、何が何だかわからないまま、相手方から請求書が届くたびに支払っていたことがわかった。

このため甥は相手方に対し、今後、申立人への勧誘等を行わないように求めたが、その後も相手方による勧誘が続き、契約していたことから、相手方へ契約解除を通知したところ、これに応じなかったため、さらに同年12月、クーリング・オフを通知したが、これも認めず紛争となった。

## 3 あっせん案の考え方

相手方は、申立人に言葉巧みに接近し、「夢」を見させるような状況を作り出して、申立人にとって不必要と言える契約を短期間に次々とさせており、その問題性は大きい。

申立人に交付された契約書面には、相手方がなすべき義務の具体的内容が特定されておらず、契約が有効に成立していないと考える余地があり、本件各契約は、契約法の一般的な考え方から見て無効ないし取消し得るものである。

特定商取引法の適用については、電話勧誘や訪問販売の形態をとっており、同法の指定商品・指定役務にはある程度の幅をもって運用されるべきであることから、本件はクーリング・オフが可能である。

#### 4 解決内容

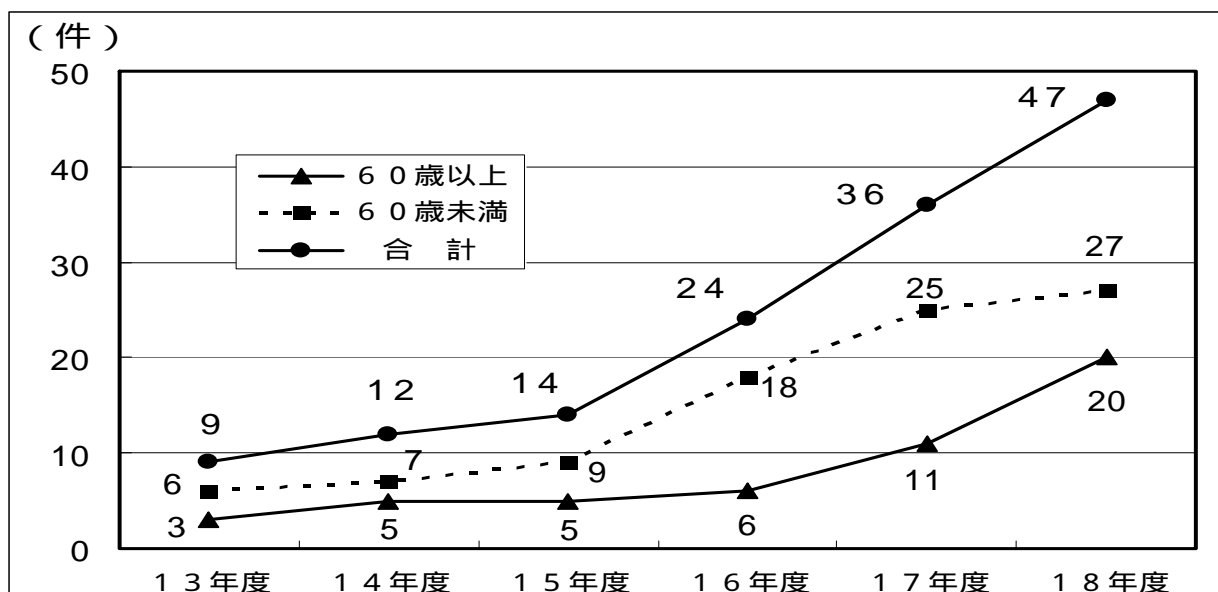
- 「あっせん案の考え方」に基づき、すべての契約を合意解除し、
- (1) 相手方は、申立人に受領済の524万1000円を返還する。
  - (2) 相手方は、申立人に納品したすべての物品の所有権を放棄する。

#### 5 契約一覧

No.	契約項目		契約年月		契約金額	既払金額	履行状況
	種別	号	契約	年月			
1	共同作品集		契約	18年4月	67,000円	67,000円	済
2	自費出版		当初契約	18年6月	(2,000,000円)	3,000,000円	未
			第1回契約変更	18年7月	(2,800,000円)		
			第2回契約変更	18年8月	(3,700,000円)		
			第3回契約変更	18年9月	4,500,000円		
3	雑誌	甲号	契約	18年6月	250,000円	250,000円	済
4		乙号	契約	18年7月	2,000,000円	0円	未
5			契約	18年7月	1,000,000円	0円	未
6			契約	18年10月	250,000円	250,000円	済
7	イベントでの展示	都内	当初契約	18年7月	(504,000円)	546,000円	済
			契約変更	18年8月	546,000円		
8		海外	契約	18年8月	462,000円	115,500円	未
9		都外	契約	18年9月	1,312,500円	1,012,500円	未
合計					10,387,500円	5,241,000円	

#### 参考

自費出版に係る相談件数（都内センター計）



平成19年度 9月末現在（入力済件数） 34件、うち60歳以上11件